

熊本県公報

第 1 1 3 7 3 号
平成 18 年 2 月 24 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報……………(私学文書課) 1
- 漁港の指定内容の変更……………(漁港課) 2
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 4
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 4
- " "……………(") 4

公 告

- 開発行為工事完了……………(建築課) 5
- 県有林立木公売……………(森林整備課) 5
- 平成18年度熊本県文書通送業務委託に係る一般競争入札の実施……………(私学文書課) 7
- 換地処分……………(農地建設課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 9
- 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関の公募……………(高齢者支援総室) 10
- 球磨保健医療圏における病院の開設及び増床並びに診療所の療養病床
の設置及び増床に係る申請手続き……………(地域医療推進課) 11
- 特別非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・PS課) 11
- " "……………(") 12
- " "……………(") 12
- " "……………(") 12
- " "……………(") 12
- " "……………(") 13
- " "……………(") 13
- " "……………(") 13

登 載 依 頼

- 第11回熊本県県立高等学校教育整備推進協議会の開催……………(高校教育課) 14
- 平成17年度第2回熊本県木材流通対策協議会の開催……………(林業振興課) 14
- 熊本県公安委員会の所管に係る行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する規則……………(情報管理課) 14
- 教育委員会の会議の開催……………(総務広報課) 15
- 熊本県卸売市場審議会の開催……………(農業団体金融課) 15

告 示

熊本県告示第179号

平成13年4月1日熊本県告示第279号の10(口頭による開示請求をすることができる個人情報)の一部を次のとおり改正する。

平成18年2月24日

熊本県知事 潮谷義子

表中

熊本県非常勤職員採用試験 (生涯生活設計相談員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	職員課	を
」				
熊本県非常勤職員採用試験 (生涯生活設計相談員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	職員課	に、
熊本県非常勤職員採用試験 (健康づくり相談員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	職員課	
」				

「	熊本県非常勤職員採用試験 (食肉衛生検査関係非常勤職員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	食品衛生課	を
「	熊本県非常勤職員採用試験 (食肉衛生検査関係非常勤職員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	食品衛生課	
	熊本県非常勤職員採用試験 (環境センター非常勤職員(司書))	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	環境政策課	に、
「	熊本県非常勤職員採用試験 (消費生活相談員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	消費生活センター	を
「	熊本県非常勤職員採用試験 (消費生活相談員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	食の安全・消費生活課	に、
「	熊本県非常勤職員採用試験 (農業大学校教務補助)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	経営技術課	を
「	熊本県非常勤職員採用試験 (農業大学校教務補助)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	経営技術課	に、

改める。

熊本県告示第180号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第5項の規定に基づき、第2種深海漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成18年2月24日

熊本県知事 潮谷 義子

所在地の欄中「天草郡深海村」を「天草市」に改め、漁港の区域の欄を次のように改める。

区 域	
水 域	陸 域
次のア点とイ点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに陸域の欄に規定する19点と20点を結んだ線より下流の浦河内川河川水面	次のア点と1点を結んだ線、1点から28点までを順次結んだ線、28点とイ点を結んだ線、ア点とイ点を結んだ線及び水際線により囲まれた地域
ア点 北緯32度14分55秒5891 東経130度06分09秒5261	ア点 北緯32度14分55秒5891 東経130度06分09秒5261
イ点 北緯32度15分12秒3443 東経130度06分23秒0939	1点 北緯32度14分55秒7093 東経130度06分05秒6833
	2点 北緯32度14分51秒6141 東経130度06分00秒5196
	3点 北緯32度14分50秒7732 東経130度05分56秒1014
	4点 北緯32度14分54秒9601

	東経 130 度 05 分 52 秒 1366
5 点	北緯 32 度 14 分 52 秒 7709
	東経 130 度 05 分 52 秒 6706
6 点	北緯 32 度 14 分 51 秒 9314
	東経 130 度 05 分 51 秒 2694
7 点	北緯 32 度 14 分 49 秒 2894
	東経 130 度 05 分 54 秒 4845
8 点	北緯 32 度 14 分 46 秒 8417
	東経 130 度 05 分 55 秒 4259
9 点	北緯 32 度 14 分 41 秒 9211
	東経 130 度 05 分 53 秒 0869
10 点	北緯 32 度 14 分 45 秒 9435
	東経 130 度 05 分 44 秒 8342
11 点	北緯 32 度 14 分 48 秒 2144
	東経 130 度 05 分 44 秒 2391
12 点	北緯 32 度 14 分 45 秒 0107
	東経 130 度 05 分 41 秒 6434
13 点	北緯 32 度 14 分 49 秒 1215
	東経 130 度 05 分 34 秒 9733
14 点	北緯 32 度 14 分 55 秒 2550
	東経 130 度 05 分 39 秒 7858
15 点	北緯 32 度 14 分 56 秒 2502
	東経 130 度 05 分 32 秒 5784
16 点	北緯 32 度 15 分 09 秒 1223
	東経 130 度 05 分 31 秒 8878
17 点	北緯 32 度 15 分 11 秒 4658
	東経 130 度 05 分 22 秒 9456
18 点	北緯 32 度 15 分 16 秒 9577
	東経 130 度 05 分 24 秒 6762
19 点	北緯 32 度 15 分 15 秒 3544
	東経 130 度 05 分 19 秒 5754
20 点	北緯 32 度 15 分 18 秒 3377
	東経 130 度 05 分 18 秒 8029
21 点	北緯 32 度 15 分 21 秒 0188
	東経 130 度 05 分 31 秒 7694
22 点	北緯 32 度 15 分 19 秒 5934
	東経 130 度 05 分 32 秒 6024
23 点	北緯 32 度 15 分 17 秒 2145
	東経 130 度 05 分 57 秒 0503
24 点	北緯 32 度 15 分 17 秒 7176
	東経 130 度 06 分 04 秒 2035
25 点	北緯 32 度 15 分 19 秒 8563
	東経 130 度 06 分 05 秒 1342
26 点	北緯 32 度 15 分 21 秒 5297
	東経 130 度 06 分 19 秒 1213
27 点	北緯 32 度 15 分 19 秒 2173
	東経 130 度 06 分 19 秒 2624
28 点	北緯 32 度 15 分 18 秒 0510
	東経 130 度 06 分 23 秒 1288

イ点 北緯 32 度 15 分 12 秒 3443
東経 130 度 06 分 23 秒 0939

熊本県告示第 181 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 2 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
グループホームフラップ 山鹿市中 663 番 6 号	社会福祉法人 はなぶさ会 山鹿市鹿央町千田 903-1 番地 遠山 廣宣	平成 18 年 2 月 1 日	43000200306149	知的障害者 地域生活援 助
ひかりホーム 菊池市隈府永瀬 358 番 2	社会福祉法人 七城福祉会 菊池市七城町流川 421 番地 古閑 千章	平成 18 年 2 月 1 日	43000200305141	知的障害者 地域生活援 助
グループホームえがお 宇城市不知火町松合字屋敷 新地 121 番地 1	特別非営利活動法人正心会 宇城市不知火町松合 751 番地 川本 盛二郎	平成 18 年 2 月 1 日	43000200304144	知的障害者 地域生活援 助

熊本県告示第 182 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 2 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 2 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	266 号	上天草市大矢野町中字北満越 4559 番 3 地先から 同所大矢野町中字小高目 3006 番 地先まで	前	7.7	1,404.0	国交安施
			後	67.0		
			前	12.2	1,404.0	
			後	100.9		

2 区域変更する期日 平成 18 年 2 月 24 日

熊本県告示第 183 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 2 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 2 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	501 号	熊本市河内町白浜字林	前	36.7	55.0	仮設道設置
			後	~		

一般 国道	501号	熊本市河内町船津字聖ヶ塔	62番1地先から	46.6	55.0	
			後	38.6 ～		
			798番1地先まで	48.6		
主要 地方 道	矢部阿蘇 公園線	上益城郡山都町入佐字南吉鶴	前	17.6 ～	23.2	
			267番1地先から	26.2		
			同字	後	17.6 ～	23.2
			267番1地先まで	22.7		

2 区域変更する期日 平成18年2月24日

公 告

熊本県公告第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成18年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡合志町大字幾久富字亀甲1325番1の一部
469.20平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡合志町大字豊岡2022番地90
林 一彦

熊本県公告第134号

次のとおり県有林立木を公売する。
平成18年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の所在及び数量
 - (1) 主伐 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林野尻団地（57年生）

すぎ	3,633本	3,867.83立方メートル
ひのき	66本	68.71立方メートル
まつ	1本	0.48立方メートル
たぶ	6本	2.92立方メートル
かし	1本	0.57立方メートル
さくら	6本	1.31立方メートル
ぎつ	243本	71.68立方メートル
こなら	6本	2.47立方メートル
なら	1本	0.19立方メートル
計	3,963本	4,016.16立方メートル
 - (2) 主伐 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林山の神団地（54年生）

すぎ	6,111本	3,388.67立方メートル
みずき	42本	6.98立方メートル
ぎつ	66本	17.57立方メートル
計	6,219本	3,413.22立方メートル
 - (3) 間伐 阿蘇郡南阿蘇村行幸啓記念造林乙ヶ瀬団地（48年生）

すぎ	1,278本	318.99立方メートル
計	1,278本	318.99立方メートル
 - (4) 間伐 上益城郡山都町講和記念造林猿丸団地（52年生）

すぎ	1,661本	664.54立方メートル
計	1,661本	664.54立方メートル
 - (5) 間伐 上益城郡山都町講和記念造林大見口団地（53年生）

すぎ	1,601本	777.50立方メートル
計	1,601本	777.50立方メートル
 - (6) 間伐 菊池市県設模範林鞍岳団地（61年生）

ひのき	891本	361.66立方メートル
計	891本	361.66立方メートル
 - (7) 間伐 球磨郡五木村紀元2600年記念造林下梶原団地（57年生）

- | | | | | |
|-----|-----|---------------------------|----------|--------|
| | すぎ | 343 本 | 197.13 | 立方メートル |
| | ひのき | 733 本 | 334.32 | 立方メートル |
| | まつ | 17 本 | 27.58 | 立方メートル |
| | もみ | 2 本 | 6.91 | 立方メートル |
| | くり | 2 本 | 0.91 | 立方メートル |
| | さくら | 1 本 | 0.22 | 立方メートル |
| | ぎつ | 25 本 | 4.99 | 立方メートル |
| | 計 | 1,123 本 | 572.06 | 立方メートル |
| (8) | 間伐 | 球磨郡水上村県設模範林市房団地 (47～56年生) | | |
| | すぎ | 2,247 本 | 1,263.71 | 立方メートル |
| | ひのき | 3 本 | 1.53 | 立方メートル |
| | 計 | 2,250 本 | 1,265.24 | 立方メートル |
| (9) | 間伐 | 球磨郡球磨村公有林野県行造林梅尾団地 (46年生) | | |
| | すぎ | 1,735 本 | 762.95 | 立方メートル |
| | ひのき | 971 本 | 245.51 | 立方メートル |
| | 計 | 2,706 本 | 1,008.46 | 立方メートル |
- 2 入札参加資格
一般用材
熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和34年熊本県条例第36号）に基づく木材業の登録をしている者とする。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
(1) 日時
平成18年3月3日（金曜日）
1号物件～9号物件 午前10時入札 即時開札
(2) 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階入札室
- 4 入札保証金
入札見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は熊本県に帰属する。
- 5 無効入札に関する事項
入札に参加する資格のない者が行った入札及び入札に関する注意事項等に違反した入札は、無効とする。
- 6 契約締結期限
契約締結の期限は、平成18年3月9日（木曜日）とする。
- 7 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。
- 8 現場説明の日時及び集合場所
(1) 阿蘇郡高森町野尻団地及び山の神団地 平成18年2月27日（月曜日）午前9時
高森町「阿蘇森林組合高森支所」
(2) 上益城郡山都町猿丸団地及び大見口団地 平成18年2月27日（月曜日）午後1時
高森町「阿蘇森林組合高森支所」
(3) 球磨郡球磨村梅尾団地 平成18年2月28日（火曜日）午前9時 球磨村「JR渡
駅駐車場」
(4) 球磨郡五木村下梶原団地 平成18年2月28日（火曜日）午後1時 相良村「大
規模林道入り口」
(5) 球磨郡水上村市房団地 平成18年2月28日（火曜日）午後4時 水上村「上球
磨森林組合」
(6) 阿蘇郡南阿蘇村乙ヶ瀬団地 平成18年3月1日（水曜日）午前9時 南阿蘇村「南
阿蘇鉄道長陽駅」前
(7) 菊池市鞍岳団地 平成18年3月1日（水曜日）午前11時 阿蘇市「主要地方道
23号線県道339号線交差点（二重峠）」
- 9 注意事項
(1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）及び熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則（昭和32年熊本県規則第51号）を承知のうえ入札すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
(3) 郵便による入札は認めない。
(4) 入札当日は、一般用材に係る応札者は木材登録証を持参すること。
(5) 詳細については、熊本県林務水産部森林整備課県有林係又は最寄りの熊本県地域振興局農林部林務課若しくは森林保全課に問い合わせること。

熊本県公告第135号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称
平成18年度熊本県文書通送業務(2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり(3) 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、平成18年度熊本県文書通送業務に要する費用とし、各コース1回当たりの単価とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項第1号に規定する特定信書便役務を内容とする特定信書便事業許可を受けていること。

(2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同法第36条第1項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること。

(3) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下、「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目運送業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。

(6) 6（3）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096 - 333 - 2581（直通）

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成18年2月24日（金曜）から平成18年3月2日（木曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成18年2月24日（金曜）から平成18年3月10日（金曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出場所

5に記載のとおり

(3) 提出方法

5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければなら

- らない。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部私学文書係(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2061(直通)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年2月24日(金曜)から平成18年3月15日(水曜)までの日(県の休日を除く。)
の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成18年3月16日(木曜)午前10時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館4階401会議室
- (4) 入札書の提出方法
6(3)に記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を
6(3)に記載の入札の日時まで納付しなければならない。ただし、次のア又はイの
いずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県
を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券
を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体
との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって
締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(そ
の者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められ
るときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入
札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者
が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込
みしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上
の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するとき

は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第136号

県営一武地区(第二工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。

平成18年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第137号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成18年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーミカエル・BOOKSあんとく山鹿店
山鹿市大字山鹿字黒田755-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
 - ① 合資会社ビックミカエル 代表社員 古閑 達郎
熊本県菊池市片角290番地
 - ② 合名会社安徳書店 代表社員 安徳 寛
福岡県久留米市小頭町6番地の21
 - (2) 小売業を行う者
 - ① 合資会社ビックミカエル 代表社員 古閑 達郎
熊本県菊池市片角290番地
 - ② 合名会社安徳書店 代表社員 安徳 寛
福岡県久留米市小頭町6番地の21
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成18年10月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,900平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
138台
 - (2) 駐輪場の収容台数
52台
 - (3) 荷さばき施設の面積
119平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
26立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成18年1月30日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成18年2月24日から平成18年6月24日まで

熊本県公告第138号

介護サービス情報の公表に係る指定調査機関について、次のとおり募集する。

平成18年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 応募資格について
次の要件を満たしていること。
 - (1) 欠格条項
次のア～ウに該当しないこと。
 - ア 法人でない者
 - イ 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 法人の役員のうち、アに該当する者があるもの
 - (2) その他の要件
次のア～ソの要件を満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 県内に調査事務を担当する事務所を有すること。
 - ウ 県から指名停止措置を受けていないこと。
 - エ 労働者災害補償保険に加入していること。
 - オ 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - カ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - キ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合等であって、明らかに指定調査機関として不相当と認められる者でないこと。
 - ク いかなる種類の介護サービスも自ら提供していないこと。
 - ケ 調査員は、介護サービス事業所又は介護保険施設に従事していないこと。
 - コ 調査事務専従の調査員が常に2名以上所属していること。
 - サ 1年間を通じて215事業所以上の調査が可能であること。
 - シ すべての種類の介護サービスについて調査が可能であること。
 - ス 県内全域にわたって調査が可能であること。
 - セ 調査結果の報告は、インターネットを利用した電子データのやり取りが可能であること。
 - ソ 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く日の日中に必ず連絡が取れる体制であること。
- 2 応募手続について
 - (1) 提出書類
 - ア 申請書
 - イ 職員、設備、調査事務の実施の方法その他の事項についての調査事務の実施に関する計画書
 - ウ 定款、寄附行為等
 - エ 登記事項証明書
 - オ 法人概要
 - カ 役員名簿
 - キ 構成員等の状況
 - ク 調査員予定者名簿
 - (2) 提出期限
平成18年3月3日(金)午後5時まで
 - (3) 提出先
熊本県健康福祉部高齢者支援総室高齢者企画班(県庁行政棟新館4階)
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2215
 - (4) 提出方法
直接持参すること。持参の際には事前に来庁予定時刻を連絡すること。
 - (5) その他
 - ア 必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。
 - イ 提出された書類は返却しない。
- 3 指定調査機関の内定について
 - (1) 指定の基準に適合している法人の中から、次のア～ウの点について総合的に勘案し内定することとする。
 - ア 調査の中立性・公平性の確保
 - イ 調査の均質性の確保
 - ウ 効率的かつ円滑な調査の実施
 - (2) 内定の結果は、応募者全員に通知する。
 - (3) 指定調査機関に内定された場合は、指定の基準等の確定後(政令及び厚生労働省令の公布後)に、別途定める様式により指定調査機関指定申請を行うこととなる。
- 4 調査員養成について

指定調査機関に内定された法人は、調査員養成研修(平成18年3月実施予定)に調査員予定者を派遣することとなる。

- 5 スケジュール
 - 募集 平成18年2月24日(金)～平成18年3月3日(金)
 - 内定 平成18年3月中旬
 - 調査員養成研修 平成18年3月
 - 指定申請 平成18年3月
 - 指定 平成18年4月1日
- 6 その他
 - (1) 調査事務手数料
手数料の金額は県条例で規定する予定。(調査事務手数料は、調査対象事業所が指定調査機関に納付し、その収入とすることを想定している。)
 - (2) 秘密保持義務等
指定調査機関の役員及び職員(調査員を含む。)は、調査に関して知り得た秘密を漏らすことを禁じられている。
また、調査事務に従事する者に対する刑法その他の罰則の適用については、公務員と同様にみなされる。
 - (3) 業務の休廃止等
指定調査機関は、知事の許可を受けなければ、調査事務を休止又は廃止することはできない。
 - (4) 申請に関する詳細等
申請に関する詳細や疑義については問い合わせること。問い合わせ先は、2の(3)と同じ。

熊本県公告第139号

球磨保健医療圏における病院の開設及び増床並びに診療所の療養病床の設置及び増床に係る申請手続きについて、次のとおりお知らせします。

平成18年2月24日

人吉保健所長 舩 井 幸 輔

人吉市及び球磨郡を対象とする球磨保健医療圏では、熊本県保健医療計画で定める基準病床数に対して、下記1のとおり、既存病床が下回っております。

つきましては、当該圏域において、下記1に掲げる病床種別に係る病院の開設及び増床並びに診療所の療養病床の設置及び増床を希望される方は、下記2により許可申請書を提出してください。

記

- 1 病床種別及び病床数
 - (1) 病床種別 病院における一般病床及び療養病床並びに診療所における療養病床
 - (2) 病床数 27床
- 2 申請の手続き等
 - (1) 申請書の提出期間及び提出場所
平成18年3月27日(月)から同年3月31日(金)までの期間で、午前9時から午後5時までに、人吉保健所総務企画課に提出してください。
 - (2) 許可申請書の交付方法等
許可申請書等の様式については、人吉保健所総務企画課でお渡しします。ただし、郵送を希望される場合は、切手(80円)を添付した返信用封筒を同封のうえ、請求してください。
その他、問い合わせ等があれば人吉保健所総務企画課まで御連絡ください。
 - (3) 問い合わせ先
熊本県人吉市寺町12番1号
人吉保健所総務企画課(電話0966-22-3107)
- 3 その他
受付期間内に提出があった許可申請書の病床数の合計が、不足病床数を超過した場合には、球磨地域保健医療推進協議会において協議を行うなど、必要な調整を図った上で許可することとなります。

熊本県公告第140号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年12月16日
- 2 名称
NPO法人子育て支援ワーカーズペペペらん
- 3 代表者の氏名
高野 和佳子

- 4 主たる事務所の所在地
熊本市麻生田一丁目2番2号

- 5 定款に記載された目的

この法人は、子ども達の心を育てる言葉が喪失している今、子どもと全ての大人に対して、昔話の語り聞かせ、絵本の読み聞かせに関する事業を行うことによって、豊かな心を育て子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

熊本県公告第141号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日

平成17年12月27日

- 2 名称

NPO法人熊本ホスピタリティネットワーク

- 3 代表者の氏名

草野 泰宏

- 4 主たる事務所の所在地

熊本市大江二丁目5番1号熊本学園大学商学部出家研究室

- 5 定款に記載された目的

この法人は、「人間の生活環境の回復」という理念に基づき、広く一般の人々に対して、地球と人にやさしいまちづくりに関する事業を行い、地域の活性化と地球環境の保全に寄与することを目的とする。

熊本県公告第142号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日

平成18年1月19日

- 2 名称

特定非営利活動法人菊池市サッカー協会

- 3 代表者の氏名

上村 良一

- 4 主たる事務所の所在地

菊池市玉祥寺69番地

- 5 定款に記載された目的

この法人は、菊池市及びその周辺地域におけるサッカー競技等の普及及び振興を図り、サッカーを通してのまちづくり、地域の活性化、人材育成を目的とする。

熊本県公告第143号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日

平成18年1月23日

- 2 名称

NPO法人まちくらネットワーク熊本

- 3 代表者の氏名

中川 勝則

- 4 主たる事務所の所在地

熊本市兎谷二丁目68-1

- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、ノーマライゼーションの考えのもと、障害者の就労・創作的活動及び生活交流を目的とした事業、また、生活・就労支援等地域生活に関する情報提供や相談業務を行い、福祉ニーズに即応するサービスの実践且つ地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

熊本県公告第144号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成18年1月31日
- 2 名称
NPO法人WE
- 3 代表者の氏名
山下 順子
- 4 主たる事務所の所在地
八代市港町262番地の20
- 5 定款に記載された目的
この法人は、八代市・郡やその周辺の地域の福祉事業や環境保全事業を行う事で、地球温暖化防止等の推進と啓発、また雇用促進を図ることを目的とする。

熊本県公告第 145 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成18年2月2日
- 2 名称
NPO法人くらしコンシェルジュ
- 3 代表者の氏名
野村 順子
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市帯山五丁目5番15号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、子供から高齢者に対して、生活環境に密着した提案や、講師派遣等に関する事業を行い、多くの人々の社会参加への促進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 146 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成18年2月4日
- 2 名称
NPO法人まいにちげんきかい
- 3 代表者の氏名
松岡 忠海
- 4 主たる事務所の所在地
山鹿市下吉田713番地15
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢化社会の進行に伴い、高齢者の増加とともに増える認知症の人たちに、住み慣れた地域社会で自立した生活を送ることができるよう、助け合いの精神に基づき、受け手と担い手が対等な関係を保ちながら福祉サービスに関する事業を行うことを通して、家族の介護負担の軽減を図るとともに、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の建設に努力し福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 147 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成18年2月8日
- 2 名称
NPO法人グラン・オム
- 3 代表者の氏名
後藤 章二郎
- 4 主たる事務所の所在地
菊池市隈府立町145番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広い地域社会に対して、自然環境や環境教育に関する事業並びに、子ども達の様々な社会教育に関する事業を行い、環境の保全及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

登載依頼**熊本県県立高等学校教育整備推進協議会公告第3号**

第11回熊本県県立高等学校教育整備推進協議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりです。

平成18年2月24日

熊本県県立高等学校教育整備推進協議会

会長 良 永 彌太郎

- 1 日時
平成18年2月27日(月)
午前10時から正午まで
- 2 場所
熊本市水前寺一丁目33-18
水前寺共済会館芙蓉の間
- 3 議題(予定)
 - 1 第10回会議での意見について
 - 2 中間報告に対する意見について
 - 3 最終報告について
 - 4 その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
会議の傍聴手続は、午前9時30分から午前9時50分まで会議の会場入口において行い、協議会の会長が認めただうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができます。ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- 6 問い合わせ先
熊本県県立高等学校教育整備推進協議会事務局(熊本県教育庁高校教育課)
(電話096-333-2683)

熊本県木材流通対策協議会公告第2号

平成17年度第2回熊本県木材流通対策協議会を次のとおり開催する。

なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成18年2月24日

熊本県木材流通対策協議会

- 1 日時と場所
平成18年3月7日(火)
午後2時30分～4時30分 株式会社佐藤林業ログ事業部ログ展示場
- 2 議題
 - (1) 林業・木材産業構造改革プログラムについて
特に、集成材について
 - (2) その他
- 3 傍聴者の定員
10人
- 4 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該協議会の会場において、住所、氏名を記入したうえで、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 5 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県木材流通対策協議会事務局(熊本県林務水産部林業振興課木材流通対策室)
(電話096-383-1111 内線5641)

熊本県公安委員会規則第3号

熊本県公安委員会の所管に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成18年3月1日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県公安委員会の所管に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

規則

熊本県公安委員会の所管に係る申請、届出その他の手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第5条第2項及び第9条第2項並びに熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年熊本県条例第64号)の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年熊本県規則第4号)の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会公告第4号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成18年2月24日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時
平成18年3月7日(火)午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室
- 3 議題 (予定)
 - (1) 熊本県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の全部を改正する規則について
 - (2) 熊本県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の全部を改正する規則について
 - (3) 平成18年度熊本県教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について
 - (4) 熊本県県立高等学校教育整備推進協議会最終報告について
 - (5) 指定管理者の指定に係る議会の議決について
 - (6) その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴受付は、会議当日午後1時00分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
 - (2) 午後1時20分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後1時20分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
 - (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県教育委員会事務局総務広報課秘書総務班
(電話096-333-2675)

熊本県卸売市場審議会公告第5号

熊本県卸売市場審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成18年2月24日

熊本県卸売市場審議会会長 山 内 良 一

- 1 開催日時
平成18年3月17日(金)
午後3時30分から午後5時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺一丁目33番18号
水前寺共済会館(1階「芙蓉」)
- 3 議題
 - (1) 熊本県卸売市場整備計画(第8次)(案)について
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県卸売市場審議会事務局(熊本県農政部農業団体金融課農済・市場班)
(096-333-2372(ダイヤルイン))